

## 第2回 バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会 議事概要

- 日時：令和元年11月18日（月）14:00～16:00
- 場所：中央合同庁舎3号館1階共用会議室
- 出席者：別途出席者名簿を参照

---

●は構成員の発言内容、○は事務局の発言内容

### <議題1 バリアフリーマップ等による一元的な情報提供に関するアンケート調査結果報告> 《検討体制》

- 資料2 P5「作成に関与した障害当事者」について、知的障害者とあるがこれは当事者本人か、それとも親などの支援者も含まれるのか。
- 自治体の判断による回答であるため、どちらも含まれると想定されるが支援者による事例が多いと思われる。

### 《提供情報データ》

- アンケート結果の見せ方として、母集団は知的障害者等を対象として作成している自治体にすべきで、マップを作成している全体の自治体としているのは誤りではないか。
- アンケートにおける情報提供項目の聞き方として、障害種別ごとに具体的な項目を問うかたちではなく、事務局の想定で項目を障害種別に分類し質問している。そのため、自治体によっては他の障害種別を想定して情報提供している場合もあると想定されるために、マップを作成している自治体を母集団にしている。
- 該当する回答を事例として示してはどうか。回答は数件なので、可能であれば直接電話等で確認してほしい。

### <議題2 バリアフリーマップ作成マニュアルの作成に向けて>

#### 《事例の掲載》

- 地域の規模が近い自治体の事例が参考にしやすい。
- マニュアルに入れ込む事例は、レベルの高いものをピックアップして掲載すべき。この程度で良いのかと誤解を生んでしまうことにもなりかねない。
- 誰を対象としたマップなのかを考えたときに、ユーザビリティとアクセシビリティの視点が必要で、事例がこれに対応ができていないのかの議論が必要。
- 次回の検討会の場で、WEBで提供しているマップの事例を皆で確認し、音声情報など視覚障害者のニーズを満たすかなど、事例の検証を行うことも有効である。

#### 《バリアフリーマップの必要性》

- アンケート調査結果で、作成の必要性を感じていない自治体が多いことに驚いた。そのような

自治体に対し、やる気を起こすマニュアルになることを期待したい。

- 主観的な回答では作成の必要性を感じていないとした自治体にも、客観的にみると必要性はあるので啓発指導を兼ねたマニュアルにしてほしい。
- 必要性があるかどうかの確認をしていない自治体も多くいるはずで、公的施設等の案内のみで障害当事者のニーズを満たせていると思っている自治体もあるかもしれない。バリアフリーマップの作成は、行政だけに任せるのではなく、障害者側からもニーズを発していくことが重要。そしてマップを作ったあと、誰に情報提供していくのかも行政や利用者等関係者で整理すると、作成の意図が明確になってくる。
- 必要性を感じていないという回答は、自治体規模で理由は異なると思う。公共交通機関が発達し、商業施設もたくさんある自治体で、周辺施設はバリアフリー整備がされているからマップは必要ないという回答は問題である。充実した施設をどのように利用できるかを示すのがバリアフリーマップの一番の目的であり、マニュアルを通じてその必要性を訴えるものにしていきたい。一方で、施設も少ない地域の自治体では他の理由も考えられる。
- 作成の必要性を感じておらず、なかなか手がつけられないような自治体に対しては、災害時の対応を行う自治体は多いので、避難所までの経路を示すマップと関連づけて作成の手がかりを示すアプローチも有効なのではないか。
- マップの必要性を感じていないという自治体の回答は、全ての自治体が不要だと思っているわけではない。そもそも障害当事者や団体との関りを持っていない自治体に対しては、作成過程を通じて当事者と関わることやマップの必要性を認識させていくことがまずは必要。自治体目線でいうと、自治体の実情にあわせて最初の一步を踏み出せるものにしないと、国から法的な背景があるので作成するというのは自治体から見た必要性ではないと思うし、ハードルが高すぎると取組みが進まない恐れがあると感じるので、受け入れやすいものにしてほしい。
- バリアフリー情報の提供は自治体や事業者の当然の責務ではないかという観点がある。そして利用者にスムーズに新しい情報が伝わるということが重要。こういったムーブメントを立ち上げるには、マップを作成することが目的になるのではなく、作成を契機に市民との協働を通じてどういう地域にしていくのか、本当の意味でのバリアフリー化のモチベーションにしていくことが最終的なゴールではないか。
- 自治体の認識に地域で差があるのは、基本構想策定についても同様であるため、一緒に取組んでいく必要がある。マップの必要性については、市民からの強力な要請も必要であるが、自治体担当者だけでなく、首長に対する意識啓発も訴えるものであることが必要。

## 《マップの更新》

- 仮にバリアフリー情報が変更になった時に GIS でデータを整備しておけば更新が容易にできるが、紙で整理した場合は更新がなかなか難しい。更新できないマップでは意味がないということをきちんと認識してほしい。
- 資料 2 P20「運営・更新における課題」について、バリアフリーの状況は年々変わっていくものである。そのため、継続していくためにも更新のあり方と運営の仕組みについて国はどのように考えているのか。
- 更新や運営に関しては、作ったマップが使われ続けるものであることや、まちのバリアフリー

状況に目を向け続けるという面でも非常に重要。望ましい頻度を明確に示すことは難しいかもしれないが、ある程度の目安になるものを示していれば良いと考えている。

- 常に変化するバリアフリー状況をきちんと捉えていけるマップである必要がある。
- 使えるマップをつくるには、更新できるマップを選択することが重要。次にマップに対しどの程度の情報を入れ混むかの2つの議論が必要になる。ここで、紙のマップであれば情報をマップに落とし込めない可能性もあるので、内容自体のスクリーニングが必要になる。GISで作成していけば他地域とも連携もできるだろうし、そういう意味でもマップの形態の選択が非常に重要。
- 新しい情報があればいつでも更新ができるマップにするという考え方を加えてほしい。
- アクセシビリティの観点で、使用者がアクセスしやすく更新できるものにしておくことは重要だと認識はしているが、自治体に何をどこまで求めていくのかを明確にしておかないと意味がない。

### 《マップの評価》

- 自治体の回答で、バリアフリーマップを作成する上で課題があるのにも関わらず評価を行っていない自治体が多いという実態には矛盾を感じた。評価する仕組みを検討の中に含めてほしい。
- ホテル予約時に、テレビリモコンで字幕が出るボタンがどこにあるのか、個別に電話をかけて確認するという苦労を経験した。細かい情報も手軽に受け取れる情報提供があると良い。
- 知的障害者、発達障害者、精神障害者に向けた情報提供はどのような内容か。掲載されている情報が過多だとこれらの障害当事者は混乱する可能性もあるので、情報提供の方法についても留意が必要である。
- 回答では、コミュニケーション支援ボードの設置や休憩スペース等が挙げられた。今後具体的な事例を深掘りして整理していきたいと考えている。

### 《ICTの活用》

- マップを作成するプロセスの段階で、GISを用いて更新できるマップにしておくことが重要。GISで整理しているマップはレイヤ構造になっているので、使う人が必要な情報を自由に選ぶことができる。紙ベースのマップでは一回作ってしまうと修正が困難であるため、更新、継続性の観点で劣る。今後を見据えると、クラウドにデータがあり、誰でも使えるようにしておくところまで目指さないといけない。また、Google mapなど一般に使われているツールからアクセスできるものにするということをどこかで議論すべき。
- GISでの情報提供を求めるといふならば、国が何かしらの統一したプラットフォームを用意していただくということがないと、自治体担当者としては、実際は難しい現状。スマートフォンを使用できず、デジタルデータにアクセスできない高齢者も多くいる。そのため、自治体の地域差や事情を考慮していただかないと自治体としては動きにくい。住民とともにマップを作るという過程を重視するならば、必ずしもGISである必要はないのではないかと。
- WEBでバリアフリーマップを示す場合は、WEBアクセシビリティも踏まえるようマニュアルに記載する必要がある。また、利用者にとってWEBから必要な情報を自由に選択できるというのは一番使い勝手がよいので、カスタマイズできる例はこれだということを手順の中で示してはどうか。次に、道路管理者が道路台帳で勾配や幅員等道路状況を開示することになってい

るので、その情報の中から情報提供を行うやり方もあると思う。そのあたりの技術的なやり方を示しても良いのではないか。

### 《視覚障害者に関する情報》

- マップ作成において、視覚障害者の当事者参画の事例が少ないので、当事者からの意見を反映して検討することが重要。
- バリアフリーマップの事例ではないかもしれないが、触図を示している事例として、ある自治体が災害時のマップを作成したという話を聞いたことがある。視覚障害者に対しての提供情報は、事前に現地をイメージできる情報であることが重要。例えば、言葉による移動ルートの情報提供などが挙げられる。また、GPS を使用して移動している視覚障害者も多いが、いざ目的地に到着しても建物の出入口がわからないという声をよく聞く。その他、音響式信号機も様々な種類があるので、そういった情報も含まれていると良いかと思う。それと、提供情報の項目は全盲者を対象とするものだけでなく、弱視者にも配慮した情報を加えてほしい。
- 視覚障害者への情報提供項目や方法に関しては、引き続きヒアリング等で情報収集し、マニュアルに事例として入れ込みたい。

### 《知的障害者に関する情報》

- 近年の歩行者が使用する道の整備の方針が、地下道や歩道橋の整備から横断歩道へと変わってきた。知的障害などの障害当事者に対しては移動支援が重要であるため、マニュアルには安全意識の向上についても加えてほしい。
- 交通安全や防災の問題など教育的な側面も考慮し、作成時の問題と、作成後の更新についても留意をする必要がある。

### 《提供方法》

- GIS で一元管理している事例として、徳島県が作成している「とくしまユニバーサルデザインマップ」では、各市町村の情報を県が一元管理しており、使用者が市町村や欲しい情報を選択すると、カスタマイズされたデータが出てくる仕様になっているので参考にしてほしい。

### 《作成支援》

- マップの作成には国から補助などを活用できるのか。
- マップの作成自体を直接対象とする補助はないが、マスタープランの策定にあたり補助を行っているため、その策定調査の中で、まちあるき点検等により情報収集等に取り組み、マスタープラン策定のための情報が結果としてバリアフリーマップにも資するということはあり得るのではないか。
- 自治体がこれまで基本構想等で収集した様々なデータを GIS データ化するにあたっては、作業量が多く自治体の負担が大きいため、この作業に対して費用の保障がされないと更新できるマップの作成につながらない。

### 《その他》

- 構成案については、マップの必要性と作成の効果が冒頭にあればイメージが湧きやすい。

マップ作成にあたっては、誰が使うマップなのかをきちんと設定することが重要。

- マップが必要な方に対し使える情報であるのかが大切。情報提供においては、ハード面だけでなく、ソフト面の情報も不可欠である。たとえ実際の事例がなくてもマニュアルに掲載し周知していくことが必要。